

令和6年4月5日

保護者様

川崎市立南加瀬小学校
校長 渡部 陽子

警報発表時及びに自然災害発生時における対応について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、川崎市では自然災害発生時及び各種警報等が発表された場合、児童生徒の安全確保について次に示すような対応を取りますので、内容をよくご確認の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

※いずれの対応におきましても、小学校に設置されている「わくわくプラザ」につきましては、当該小学校が臨時休業した場合は、原則臨時休室となります。

■「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時について

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されている場合は、児童生徒の安全確保のため、当日一日を臨時休業とします。また、午前6時の時点で、神奈川県のいずれの市町村等の「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社※が計画運休を実施している場合も、当日を臨時休業とします。

（※JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）

2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、これまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様にご連絡いたします。

3. 児童生徒の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業を繰り上げ、安全なうちに児童生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なる怖れのある時は、児童生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、計画運休が発表された場合並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、児童生徒の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、メール配信等でお知らせいたします。

4. その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。ただし、通学路の安全を確認したうえで、部活動や委員会活動など放課後の児童生徒の活動について実施することがありますが、その際はご連絡いたします。

■地震発生時の児童生徒の安全確保について

1. 臨時休業について

川崎市内のいずれかの地域（幸区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一斉に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。）

また、発生した日が休日、休前日（たとえば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、児童生徒の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

2. 児童生徒の下校

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（幸区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての児童生徒を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。また、川崎市立中学校、高等学校においては、保護者とあらかじめ合意した方法で下校させることになります。

なお、本校の場合は学校の立地や地域の状況等を踏まえて、お子さんの安全確保と確実な引き渡しのために、さらに次のような措置を図りますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。

- ① 提出していただきました災害時引き取り票に記載されている方に引き渡します。引き渡す場合の優先順位は原則として到着順となります。
- ② 引き渡しができない児童は、時間の制限なく学校に留め置きます。
- ③ 震度5弱以下の場合も、状況によっては震度5強以上と同様の措置をとることがあります。
- ④ メール配信等を使って連絡する予定ですが、通信障害等により連絡がつかないことが予想されますので、震度5強以上の時はメールを待たずに引き取りに向かってください。

■大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う学校の臨時休業等の措置について

1. 臨時休業について

（1）大規模な風水害により緊急避難場所が開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。

- ・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。
- ・「緊急避難場所」として使用されなかった学校は、臨時休業の対象外とします。

（2）避難所業務が終了した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。なお、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の児童生徒の活動をすべて中止とします。

（3）施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。

（4）上記において、いずれの場合も、メール配信等でお知らせいたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（Tel599-2554）まで御相談ください。